

會學濟經學大國帝都京

# 叢論 經濟

號三第卷七十五第

流通界への通貨の發生消滅と  
二三の問題……………小島昌太郎

ナチスに於ける國家像……………中川與之助

企業の清算性に就て……………大塚一朗

支那民船の經營に就いて……………小泉貞三

大正初期の南進論……………堀江保藏

叢報

行發月九年八十和昭

# ナチスに於ける國家像

中川 與之助

は し が き

ナチスはナチス革命によりて始めて眞の獨逸國家が建設せられたとなすに徴しても明かなる如く、彼等によれば從來の獨逸國家は未完成でありて幾多の本質的缺陷を有するものであつた。今やナチスはこれらの缺陷を除くが爲めに舊き國家體制を根本的に變革せんとしつゝあるのである。いふまでもなく國家は人類の基本的生活體制でありて、その可否善悪は人類の運命を決するものなるが故に、諸國の國家體制は吾人にとりても眞劍なる研究對象をなすのであるが、ナチスの所謂眞の國家が何であるかを知ると同時に、かれらによる過去の獨逸國家の批判は又吾人に多くの學的興味を與へるのである。殊にナチスによる新國家形成の原理或は過去の國家の批判の原理の中には、日本的傳統に接近するもの多きをみて、萬世不易の日本國體原理の如何に崇高偉大なるものなるかを今更の如く認識せしめらるゝものがあるのである。それにしてもかつては泰西の學問として我日本が盛んに國家哲學や行政理論を獨逸から學びとらんとしたものであるが、それらが彼國に於ては眞の國家を求めざる苦惱の過程の所産なりしことを思ふとき、將來外國學の研究に一層慎重を期すべきことを感ぜしめる。

さてナチスに據れば國家は民族(Volk)の政治的生活形式である。國家の本質をかやうなものと認識するに至れるは、實に新しきナチスの世界觀即ち民族的 세계觀 (Völkische Weltanschauung) によるのであり、ナチスによりて始

めて獨逸民族の世界觀が確立し、又その世界觀に即して新しき國家が建設せらるゝこととなつたのである。ナチスはいふ。民族的世界觀こそ傳統的な獨逸的信念・感情・思惟の表現であり、この世界觀に即應する國家にして始めて眞に獨逸的傳統信念・感情・思惟に一致する眞の國家であると。換言すれば民族的世界觀とそれに即する民族の國家によりて獨逸人の理念と現實生活とが一體化するのである。獨逸に於ては今日まで種々の世界觀が行はれ又それに即して種々の國家論が行はれたがそれらは悉く他民族的なるものであつたとして、それらは今日民族的なるものに統一せられてしまつた。思ふに建國のある所必ず建國精神があるべく、建國精神確立して國家體制も定まるのである。我國の如く肇國の昔より建國精神が確立して微動だもせざる國家よりみれば、獨逸國家が今日まで建國精神を確立してゐなかつたことを異とするであらうがそれが寧ろ多くの「泰西」國家に共通なのである。吾人は以下にナチスによる舊き獨逸國家體制の批判を瞥見しよう。

## 一 第一帝國の理念

獨逸國家の成立を西紀幾年とみるかに就ては學説上は固より一般的國民信仰に於ても何らの定見がない。唯カロリング(Carolingian)朝のフランク王國の解體によりて獨逸國王の成立があつたといはれてゐるに過ぎない。しかもフランク王國の解體も一時に行はれたものに非ずして徐々に行はれたるものである。かの、西紀八四三年のヴェルダン條約や同八七〇年のメールセン條約はその解體への道標となつて残つてゐることは人の周知する如くである。史家は九世紀の四十年代以後、現實の政治情勢の推移につれて次第にフランク王國の崩壊が行はれたものとみてゐる。

周知の如くナチスはナチス國家を第三帝國(Dritte Reich)とよび、西紀九六二年オット大帝によりて建設せられし神聖ローマ帝國(Holy Roman Empire)を第一帝國(Erste Reich)、一八七一年ビスマルクによりて建設せられし獨逸國家を第二國家(Zweite Reich)、一九一八年十一月革命によりて生まれし國家所謂ワイマール(Weimar)國家を中間國家(Zwischen Staat)とよんでゐるのであるが、それら過去の國家はその理念に於て又構造に於て一致せざるのみならず、決して獨逸的本質の顯現したるものではなかつた。「今日に至るまで政治的分裂は獨逸の宿命であつた。西歐諸國に於て既に數世紀以來出現してゐた纏つた政治的意志協同體としての國民(Nation)なるものを、獨逸民族は最近に至るまで知らなかつたのである」とケルロイターはいふ。ナチスによれば獨逸國家と國民とは全く統一を知らぬ未完成のものであつたのである。まづ第一帝國の形成原理を回顧しよう。

抑もナチスの所謂第一帝國即ち神聖ローマ帝國の出現は遠く遡りてフランク王シャーレマン(Charlemagn 七八八  
八一四)

に發する。即ちシャーレマンが領土を擴張し内治外交の功大なるによりて西紀八〇〇年法王レオ三世より西羅馬皇帝の帝冠を受けしより、その子孫皆帝號を稱した。次で西紀八七〇年のメルセン條約によりて其領土三分せられ現時の獨及伊の國境が略定つたのである。而して其獨逸方面はシャーレマンの子孫の相續する所なりしが、西紀九一二年に至り王統絶えしかば國內の諸侯伯はフランコニア公コンラッドを日耳曼王に選舉した。然し王號は有名無實に過ぎず實權は諸國の侯伯の手にあつた。然るに西紀九三六年サクソニヤ公のオット王位に即くに及び内亂を掃討し外寇を防過し伊太利の内亂をも討伐して、その王位を兼ねしかばローマ法皇はこの日耳曼王に神聖ローマ皇帝の帝冠を加へた。茲に神聖ローマ皇帝の尊稱が始まり爾來皇帝は世々選舉に出で十五世紀以來後壞太利公家にて常に帝位を占めしが、歴代の皇帝はこの神聖ローマ皇帝の尊稱を兼用して十九世紀に及び、ナポレオン

一世が日耳曼諸國を聯合してライン同盟を組織するに及び神聖ローマ帝國は自ら滅び、皇帝フランツは一八〇四年帝位を辭し單に奧地利皇帝と稱するに至つたのである。かくて神聖ローマ皇帝と帝國の稱號は約九百年存在したわけである。その存続の年限の永きことからみて勿論それは第二帝國の約六十年、中間國家の約十五年の短きに比すべくもない。乍併それは國家として如何なる形成原理をもつてゐたものであらうか。

オット大帝による第一帝國は以上の如くして生まれしものなるが、もとゞ獨逸國王を生み出したヴェルグン條約にせよメルセン條約にせよ、何れもフランク王國のカロリング王家の諸皇子間の勢力均衡を目的とし之に貴族等の現實的勢力關係等による現實的政治的事情によりて定められしものにして、何等一定の理念の上に建設せられし國家ではなく、又それ／＼の領域に於て獨立せざるをえざる民族團結とか社會的經濟的事情が存して分割が行はれたものでもない。その成立は要するに實際的便宜的政策的なものにすぎなかつたのである。

神聖ローマ帝國の基礎はかくの如く薄弱なものであつた。さればフリツクのいふ如く、「神聖ローマ皇帝はローマ帝冠に對して、その獨逸國王に對してよりも、より多くの價値を置き始めた。諸帝は民力をば教皇や伊太利その他獨逸以外の勢力範圍の反對者との彌々新なる戰爭に蕩盡した。彼等は獨逸民衆をば一の帝冠の爲に、即ち彼等に外面的な光輝を附與するであらうが、その人民の利益の爲に用うべき何等の力をも附與しえぬ帝冠の爲に犠牲に供した。内にあつては諸侯及び聖職貴族達は餘りにも度重なる皇帝の不在をも利用して己れが家勢の擴大をはかつた。諸侯は愈々大となり強力となるや皇帝は愈々弱少となつた。單に強大なる國家權力を阻止せん爲めばかりに、諸侯は民族の異なる外邦人を皇帝に選立し外國と同盟するやうなことも敢て仕出かすに至つた<sup>3)</sup>」といふ。従つてオット大帝によりて建設せられし神聖ローマ帝國は辛うじて二百年位の命脈を保ちしにすぎず、既に

ホーヘンシュタウフェン (Hohenstaufen) (コンラード三世、フレデリック二世、ヘンリー六世、フィリップ一世、フレデリック) 時代に既に没落が始つたのである。思ふに一般に政治的統一の形成はウエストフリアの平和會議以來、形成上にも實質上にも固有の獨立的権力の擔ひ手たるに至つた獨逸の諸地方領地權 (Territorialgewalten) に始まり、その地方領地權から獨逸の諸王朝が出現したのであるが、しかしそれは獨逸國として政治的統一の要因とならず久しく寧ろ分離分裂の要因となつてゐた。獨逸の統一はこの獨逸諸地方領地權の中最も大にして、且つ最も完成せるプロシヤ國家の建設から始まるのである。要するに、「古き獨逸神聖ローマ帝國は政治的統一ではなく當時の政治的著作たるサムエル・ツツェンドルフが表現したやうに怪物に似たる (Ähnlich einem Monster) ものであり、換言すれば政治的に無定型な一形象であつた」のである。

## 二 第二帝國の理念

ビスマルクによりて建設せられしナチスの所謂第二帝國は之を源に遡れば神聖ローマ帝國の北境なるブランデンブルグに世々鎮守將軍たりしプロシヤ公に始まる。即ちプロシヤ公がプロシヤ地方を次第に併合して大いに勢力を得、十八世紀の始めに神聖ローマ皇帝より王號を授けられた。ライン同盟解散後獨逸聯邦組織せらるゝや、奧太利がその盟主たるにも拘らずプロシヤの勢力は奧太利を壓し、爾來兩國互に反目して一八六六年の普墺戦争となり、プロシヤは奧太利を破りて之を聯邦外に逐ひ、更に北獨逸聯邦を組織してその盟主となつた。一八七〇—一年の普佛戦争後プロシヤの勢力は冲天の概あり、一八七一年聯邦諸國を結合して帝國を設立し憲法を制定しプロシヤ王は全獨逸國の帝位を兼ねることとなつた。所謂第二帝國はかくして生まれたのであるが、その建設が

ビスマルクの力によることの甚大なりしは、この帝國が一に又ビスマルク國家とよばれるによりても明かであらう。さて吾人はこの第二帝國に如何なる建國の理念を見出しうるであらうか。

プロシヤ王國は日耳曼帝國即ち神聖ローマ帝國の一領域にすぎなかつた。それが次第に勃興して奥太利を逐ひて獨逸帝國を組織するに至れる過程をみるに、宛然封建的な王家即ちパプスブルグ家とホーヘンツォレルン家の勢力争ひ英雄の争覇戦である。そこに支配するものは多分に封建的權力主義や英雄主義であり、プロシヤが奥太利に代りて日耳曼民族を糾合すべき文化的理念的なるものを見出し難い。

(註) ハプスブルグ(Habsburg)家—奥太利の皇室にして十一世紀中瑞西のハプスブルグ伯ウエルネルに出づ。その裔ルードルフ奥太利大公となり、一二七三年日耳曼皇帝の位に即き爾來世々相傳へ、一八〇六年に至リフランシス二世日耳曼皇帝の帝位を退き奥太利皇帝と稱した。ホーヘンツォレルン(Hohenzollern)家—始祖タシロ侯はシャーレマンの部將にして九世紀頃居城をシゲマリングン州へとシングン附近のツォレルン岡に建築し、爾後本支系世々相傳へ、一四一七年フレデリック六世に至リ日耳曼皇帝よりブランデンブルグの選舉侯に封ぜられ、十六世紀更にプロシヤ公國を合併シプロシヤ公の稱を兼ね、一七〇一年プロシヤ王と稱した。一八七一年以來プロシヤ王は獨逸皇帝を兼ねることとなつた。

之を新獨逸の元首即ちカイザーの(Kaiser)制度に就て考察するも、それは王朝的君主制であり王朝の首長が同時に支配者として諸邦・諸侯伯に君臨せるものにして、その支配權を民族・國家より獲得したわけではない。彼はそれを「神の恩寵」にうけたりと信じ、従つて超民族的・超國民的地位を要求し、國王と血とは何らの基本價值をもつてゐなかつた。要するにカイザーと國民の關係は內的・必然的一體關係に非ずして權力的・外的・形式的關係であつたといはねばならぬ。

更に第二帝國の建設者ビスマルクに就てみるも、彼は現實的・實際的政治家にして、勃興するプロシヤを中心

として統一的な獨逸帝國を建設するの大業に成效せるものゝ、何ら透徹せる建國精神をみるをえない。彼の所謂鐵血政策は武力主義を意味し、彼がマキアヴェニズムの信奉者であつたとなすは權謀術策に長じたることを意味するものであらう。猶太人を嫌忌しつゝも猶太人の實勢力の大なるをみて之を利用するの政策に出で、さては劃期的な猶太人解放令を發布したるが如き、社會主義を呪咀しつゝも執拗なる社會主義運動に抗しかねて、その妥協政策として社會主義黨を認め或は社會保險制度を施きたるが如く、封建的君主制度をとりつゝも諸邦の傳統的勢力をみて民主主義をとりて之と妥協したるが如き、國內政黨に就ても或は保守黨により或は自由黨によれる如き、更には彼の外交・國防政策に就ても亦何等一定したる國家形成の原理を見出しえないのである。要するにビスマルクは偉大なる現實的政治家にして獨逸國家を建設せるもそれは外的形成原理によれるものにして內的形成原理によれるものではない。

ケルロイターはビスマルクによりて最初に統一を賦與せられし獨逸聯邦國家は封建的王朝的なるものにして未だ國民的なものとなし難い。自由戰爭時代の獨逸大學生團の運動や一八四八年の國民運動の如きは未だ王朝的勢力に對して微力なものであり、ビスマルクの獨逸の政治的統一は諸王朝の援助によりてのみ實現された。蓋しそれらの諸王朝は歴史的發達の結果として統一國家の建設を支持しうる唯一の變らざる政治的要因であつたからであるといつてゐる。吾人は之によりて當時の獨逸の政治的主體が依然として傳統的封建的諸邦にあつたと、従つてそれらを統一的國家に糾合したる新帝國は權力と實益とによりて造り上げられたる政治的カンマー(Kammer)であつたこと等を理解しうるのである。吾人はビスマルクを現實的・實際的政治家なりと示したが、當時にありて獨逸帝國の建設は、かゝる歴史的事情の下にありては現實的・實際的ならざるをえなかつたとも考

へえらるゝのである。乍併、第二帝國は政治的には無指導者 (Führerlosigkeit) の状態に於て世界戦争に臨んだ。而して世界大戰に於ける敗北はかくして必然的に封建的諸邦の解體を迫るに至つたのである。

之を要するに第二國家は國家としては未完成のものであつた。即ちそれは歴史的に獨立の權限の大なる諸聯邦からなれること、新國家の中核となれるプロシヤはもとと聯邦の一なるが武力・經濟力等によりて墺太利を逐ひて他邦に君臨せるに至れるものなること、日耳曼帝國の歴史的・傳統的支配者は墺太利なりしが故に獨逸帝國建設の爲めにも又建設後もプロシヤと墺太利との歴讎抗争は絶へざりしこと、新國家の元首カイザーは封建的王朝即ちホーヘンツォルレン家の首長なるが故に、新國家の政治組織殊にその中心をなす官吏及び國防軍の組織にも多分に王朝的宮廷的思想の膠着せること、新國家の建設に當りてはプロシヤの制覇並びに獨立的諸聯邦の糾合、佛蘭西露西亞等の對外的防衛等目前の現實的問題に急がしくして不滅の獨逸の建設といふが如き内的形成原理を鍊り上ぐるの餘裕はなかつた。新國家の明確なる理念をその建設者達から知ることをえず、従つて又これらの建設者達はその後繼者を作り出すことをなさず、爲めに個人的・一代的天才に終つてゐる。「無指導性」國家といはるゝ所以もこゝにある。

### 三 中間國家の理念

一九一八年十一月の革命によりて生まれたワイマール國家をナチスは中間國家 (Zwischenstaat) とよぶ。ワイマール國家は社會民主主義の原理によりて創造せられたものであり、それは社會主義を實現するのに急激なる革命を以てせず民主主義によりて漸進的に之を行はんとするものである。即ち社會革命主義によらず社會改良主義に

よらんとしたのである。乍併、社會主義と民主主義とは果して兩立しうるものであらうか、換言すれば民主主義原理を以て社會主義は實現しえらるゝものであらうか、若しそれ人々がその社會主義がマルキシズム・共產主義であり、それは私有財産制度も階級や國家機構をも根本的に否定するものであることを、そしてその社會主義を實現する手段となる民主主義がいふ迄もなく自由主義的原理、即ち私有財産制度や階級制度を前提とする國家體制の下に行はるゝものなることを知るとき、如何に社會民主主義が理論的に矛盾の大なるものであるかを知りうるであらう。併し兎にも角にも社會民主主義的革命によりてワイマール國家は樹立されたのである。ワイマール國家は社會主義・共產主義を目指すものゝ自由主義的社會秩序を基礎とした。ワイマール憲法は自由主義の原則で組み立てられた。今その憲法に就てみるに各邦の憲法は自由主義(第二七條・移轉の自由(第一一一條)・人身の自由(第一四條)・信書の自由(第一七條)・選舉の自由(第二五條)・公共團體の自治權(第二七條)・信仰及び良心の自由(第一三五條)・藝術及び學術並びにその教授の自由(第一四二條)・經濟上の自由・通商及び營業の自由(第一五一條)・契約の自由(第一五二條)・所有權の保障(第一五三條)・勞働條件・取引條件の維持改善の爲めの結社の自由(第一五九條)等が明確に規定せられてゐるのである。ワイマール國家は自由主義國家なりといはねばならぬ。さればその國家理念は勿論自由主義的であつた。ゲッペルスは自由主義は根本に於て「自由な個人を國家と對立させ、何ら有機的な政治上の民族概念などをもつてゐなかつた。個人主義は國家とは權力の機關・秩序の機關に過ぎないとみた。個人に對して出来るだけ自由の天地を保證する所が即ち秩序の機關であり、勢力範圍を帝國主義的に擴大することによりて、就中個人の經濟的權力慾に應へるところが即ち權力の機關なのである。即ちこの秩序機關・權力機關的國家が自由主義的思惟の必然の流露であつたといふ<sup>7)</sup>。自由主義が個人主義・功利主義

であり、社會を個人の集計とみ國家を必然なる害惡とみたことは自由主義が封建的權力主義の否定としてあらはれし西洋的事情からみて當然であつた。國家は正しくゲツペルスといふ如く秩序と權力の機關であり手段にすぎなかつたのである。

ワイマール國家は右の如く自由主義國家であつたが、それが又、社會主義の實現を而してその實現の方法として勞資の自由競争わけても階級闘争を認めた所に於て社會主義國家でもあつた。今之を憲法の條章にみる。

第一五七條 勞働力ハ國ノ特別ノ保護ヲ享ケ國ハ統一的ノ勞働法ヲ定ム

第一五九條 勞働條件及取引條件ノ維持及改善ノ爲ニスル結社ハ何人ニ對シテモ又如何ナル職業ニ對シテモ其ノ自由ヲ保障ス

第一七二條 國ハ世界ノ全勞働階級ヲシテ最少限度ノ一般社會的權利ヲ得シムルコトヲ努ムル爲ニ國際法規ヲ以テ勞働者ノ法律

關係ヲ定ムルコトニ贊ス

第一六三條 總テノ獨逸人民ハ其ノ精神的及肉體的ノ力ヲ公共ノ福利ニ適スル爲ニ活用スベキ德義上ノ義務ヲ負フ、但シ人身ノ

自由ヲ妨ケズ

總テノ獨逸人民ハ其ノ經濟的勞働ニ依リ其ノ生活資料ヲ求ムルコトヲ得ベキ機會ヲ與ヘラルベシ、適當ナル勞働ノ機會ヲ與ヘラレザル者ニ對シテハ必要ナル生活費ヲ支給ス

第一六四條 農業・工業及商業ニ於ケル獨立ナル中流階級ハ立法行政ニ依リ之ヲ獎勵シ其ノ過重ノ負擔ヲ負ヒ他ノ併合スル所ト

ナルコトヲ防護スベシ

第一六五條 勞働者及被傭者ハ企業者ト同等ノ權利ヲ以テ相共同シテ賃銀及勞働條件ノ規律並生産力ノ全經濟的發達ニ參與スル

モノトス、兩者ノ何レノ側ニ於テモ組織及其ノ聯合ヲ爲スコトハ之ヲ承認ス

勞働者及被傭者ハ其ノ社會上及經濟上ノ利益ヲ防護スル爲ニ産業勞働者會議並經濟區域ニ依リテ分タル地方勞働者會議及國勞働者會議ヲ以テ其ノ法律上ノ代表者トス

地方勞働者會議及國勞働者會議ハ企業者及其ノ他關係アル階級ノ代表者ト合同シテ全經濟的任務ヲ遂行シ及社會化政策法ノ執行ニ協力スル爲ニ地方經濟會議及國經濟會議ヲ組織ス 以下省略

等は勞働力の國家管理の原則(第一五七條)、精神的・肉體的勞働力を社會的福利に活用すべきの原則並に生活保障の原則(第一六二條)、中等階級の國家的保護の原則(第一六四條)、勞働階級の一般的社會的權利確保の爲の國際的協力の原則(第一七二條)、勞働條件及取引條件の維持及び改善の爲の結社權(第一五九條)、勞働者被僱者と企業家との權利同等の原則並びに社會上・經濟上の利益防護の爲の會議組織權の原則(第一六五條)を明にしたるものにして、それらは舊獨逸帝國憲法に全くみえざるのみならず、生活の自己責任の原則(Prinzip der Selbstverantwortlichkeit)を建前とする自由主義・放任主義とも著しく相隔たるものにして、勞働階級の福利増進及び社會・國家制度の社會化を目指してゐることは何人も認めうる所であらう。以上によるにワイマール憲法には自由主義と相容れざる社會主義の理念と政策が多分に織り込まれてゐた。而してその社會主義が唯物主義に立つ點に於て、ワイマール國家の政策が具體的には常に物質的福利の改善増進を意圖した。この故にワイマール國家は經濟國家(Wirtschaftsstaat)福利國家(Wohlfahrtsstaat)であつたともいはるゝのである。

之を要するにワイマール國家は自由主義國家にして社會主義國家であつた。かくてそれは全く相容れぬ世界觀・國家觀を有する諸政黨の群立する變妙な國家と化した。英國も自由主義政黨國家であるが、そこでは如何に政黨が對立してもそれらが國民的政治生活の根本問題に於ては一致することを要するのであるが、ワイマール國家では世界觀・國家觀を異にする諸政黨の機械的に結ばるゝ聯繫國家(Koalitionstaat)と化し、内部的本質的に際限なき對立・鬭争を繰り返すに至つた。之を具體的にいへば、ワイマール國家では社會民主黨と市民的民主黨と政治的カトリック主義とが中心勢力をなしてゐたが、社會民主黨は超國家・超國民的なマルキシズムを奉じ、市民的民主黨は市民的・階級的立場に立ち政治的カトリック主義は超民族的教會勢力の利益代表をなしてゐた。そ

ここに何らの國家理念の統一したものがなく、この中心勢力以外の諸政黨は浮動的分子からなり、これ亦何ら一定の國家理念をもつたものでなかつた。しかもこれらの自由主義的諸政黨に對立して勢力を張つて來たものに共產黨があつた。それは何人も知る如く自由主義的・民主主義的秩序を根本的に革命せんとするものである。國家を階級支配の機構となす共產黨は勿論傳統的國家理念を否定せんとするものである。以上の如く雜多な國家理念を抱持する諸政黨が群立抗争してゐたのがワイマール國家であつた。國家政治が統一を失ひ分裂してゆくのは寧ろ當然であつたといはねばならぬ。雜多なる世界觀による雜多な國家觀、それによる雜多な政黨の群立、それらの諸政黨の相互軋轢、それから來るものは國內分裂さては國家の萎微崩壞に外ならぬ。かゝる事實に顧みて獨逸國家を救済するには世界觀を統一してその上に政黨を建設し鞏固不動の政策を行ふの外なしとなすに至つたものがナチスである。ナチスによりて統一せられたる世界觀が果して眞の獨逸的なのか否か、又それが果して新しき世界に處する世界觀として最も適切なるものなりや否やの検討は姑く別として、吾人の敘述し來れる如く、第一國家から第二國家へ、そして更に中間國家へと、國家生成上苦惱の途を歩み續けた獨逸を理解するならば、ナチス運動はやむをえざるものであつたらうし、ナチスの理論と政策には前時代的な國家の缺陷を是正しようといふ懸命の努力をも見出しうるのである。

#### 四 ナチス國家の理念

過去に於ける獨逸國家の脆弱性よりみて新しき國家の解決すべき課題は、第一は建國精神の確立である。第二に具體的な國家の機構としては、イ、國民的元首制度の創始、ロ、封建的聯邦性の清算、ハ、國家と宗教との調

和、ニ、他民族特に猶太民族の處置等が最も重要問題をなすのである。ナチス國家はこれらの課題を如何様に處理し來つたかを以下に述べやうと思ふ。

第一、建國精神の確立 第一帝國にも第二帝國にも何ら確固たる建國精神がなかつたことは吾人の既に明にしたる所にして、さればこそ雜多の世界觀に基く混沌たる政治が行はれたのである。ナチスは政治の統一は世界觀の統一によるとなして所謂民族的世界觀 (volkische Weltanschauung) を樹立した。彼等によればこれこそゲルマン民族の傳統的精神でありゲルマン社會・國家の形成原理である。ゲルマン民族はこの世界觀の中に生まれこの世界觀を抱いて働きそしてその中に死んでゆく。今日及び將來の獨逸國民思想はこのゲルマン的世界觀の展開發展でなければならぬ。獨逸國民がこの世界觀を體持してゐる場合に他民族や異端思想に攪亂さるゝ虞れはない。

即ち確固不動の國民思想が茲に始めて確立するのである。かやうな獨逸的民族的世界觀とは吾人の屢々述べたる如く、人類生活の基本單位は個人であるとか或は階級であるとかに非ずして民族 (Volk) であるとなし、かの世界史を以てかやうな民族の鬭争の歴史に外ならぬとなすものである。而して彼等によれば國家 (Staat) はかゝる民族の爲の手段 (Mittel) に過ぎなす。從來獨逸では國家を目的 (Zweck) の如く考へられたが民族こそ目的なのである。

國家は民族的意志を具現する機構 (Apparat) である。それは權力の運載者であるが實は民族への奉仕者に外ならぬのである。而してかゝる生活の基本單位としての民族は本質的に生活共同體である。そこに存在する人々はすべてこの共同體の肢體 (Glied) にして、人々の營む職能はすべて共同體的・全體の職能の分擔である。されば民族的國家に於て行はるゝ絶對的原則は共同體的原則であり、かの個人主義や利己主義及びその發展としての階級主義の如きは容認される餘地がない。さてかくの如き世界觀によりて民族の爲の新國家が生まれた。新國家にとり

ては民族的世界觀こそ建國の根本精神であり國民の根本精神である。國內政策も國外政策も亦この世界觀に基いてなされる。政治も道德も學問も藝術もこの世界觀の表現である。そこには根本的に對立する前時代に於ける如き政黨もなければ思想もありなえい。世界觀によりて眞の國民的統<sup>ツ</sup>がなされるのである。かくてナチスは自負して、「我々國民社會主義者は從來解決不可能視されてゐたドイツの問題を解決したのである。國家改造の問題・階級新秩序の問題・黨派不統一の問題・政治的・精神的<sup>的</sup>世界觀の方面に於ける民族統一體の創設の問題等が即ちそれである」といふ。事實今やナチス國家には利己的・階級的な勞働組合・資本家組合もなく又政黨もない。勞働者と企業家とは經營共同體の構成者として所謂勞働戰線を結成し、政黨も唯國民社會主義勞働黨あるのみである。而してナチスによればこの政黨も個人主義時代や階級主義時代の政黨に非ずして、民族的世界觀に基いて國民を政治的に指導する手段であり「ドイツ國家思想の擔當者である」。(一九三三年十月一日法律)

第二に具體的な國家の機構及び理念を觀る。イ、ナチスは新しき元首制度として指導者制度(Führersystem)を創始した。ヒトラーは最高指導者である。吾人の既に述べし如く獨逸國家史上にあらはるゝ元首は國王(König)、皇帝(Kaiser)、大統領(Reichspräsident)であり、國家の變革毎にその名稱も意義も異つてゐる。而してそれに一貫する特徴はそれが民族的・國民的地盤に立つてゐなかつたといふことである。而してこの元首と國民との間の間隙・對立こそ過去に於ける國家の脆弱性を示すものであつた。ナチス國家はこの脆弱性を克服せんとするのである。さて、新しきナチス國家は指導者國家(Führerstaat)とも呼ばるゝが如く指導者によりて指導される國家である。指導者は獨裁者ではなくして實に民格の人格者である。彼は民族の本能・感情・意志の體現者である。彼による政治は民族の意志による政治である。國民は指導者によりて指導されるが、それは民族の意志に隨順するの

であつて、権力者の權力に支配されるのではない。指導者と國民との關係は人格關係であり、共に最高價值たる民族に結ばれる。指導者は勿論權威 (Autorität) をもつが、「民族的國家の權威は共同體倫理の中に、換言すれば民族によりて意欲され自覺されたる民族と國家との統一の中に根據をもつのである。この權威によりて擔はるる政治的指導のみが眞の指導の前提を充すのである」。權威は民族的生活法則への個々の人格の責任ある服従からのみ生ずるものなるが故に權威と正しく理解された自由とは何等對立するものではない。之を要するに、ナチス國家では國の元首即ち最高指導者と國民とは共に最高價值たる民族の意志により指導と隨從の關係であつて本質的に一體である。指導者制度によりて始めて過去にみし如き元首と國民との相尅が克服されるとなす。

□、封建的聯邦性の清算 獨逸國家が多數の小國家からなる聯邦國家 (Bundesstaat) であつたことは遠き歴史的原因によるとはいへ、統一國家として多くの障害を有つものであつた。之を一八七一年の所謂第二國家の憲法にみるも二十數個の聯邦領土からなり、各々が傳統的な自治權を有してゐたが故に帝國の監督及び立法事項は一定の範圍内に限定されてゐた。(憲法第四條) 而も帝國の立法は聯邦參事會及び帝國議會(ライヒス TAG) 之を行ふ。(同條第五條) 而してその聯邦參事會は又極めて複雑なる機構をもつてゐた。財政上には帝國税の外各邦から帝國への分擔金 (Marknahmbeitrag) 帝國から各邦への讓渡金 (Überweisungen) としふ錯綜した組織をもつてゐた。次に之を一九一九年のワイマール憲法にみる。「國の領土は獨逸各邦の領土からなり、國權は國の事件に關しては國の憲法により國の機關が、各邦の事件に關しては各部の憲法により各邦の機關が之を行ふこととなつてゐた。(憲法第五條) 而して國の立法權には國に專屬するものと國の行ひうるものとに分たれ (同第六條第七條) 立法機關としては帝國議會(ライヒス TAG) の外、國參議院(ライヒス RÄT) があり後者は各邦の代表者を以て構成せられてゐた。以上をみても聯邦を基礎として出來上つた獨逸の國家に封建的な聯邦

性が如何に強かつたかを察しうるのである。國即ち中央國家の權力は聯邦の次第に分ち與へたもの或は聯邦の承認によりて生まれたものである。聯邦性が中央集權を妨げてゐたこと、従つて又強大なる國力の發揮を許さなかつたことも自ら明であらう。かゝる聯邦性を清算して一切の權力を中央に統一せんとするのがナチス政策である。

ナチス國家は一九三四年一月三〇日「獨逸國ノ改造ニ關スル法律」(Gesetz über den Neuaufbau des Reichs)を發布した。よれによれば、邦ラントの國民代表機關は之を廢し、邦の最高權は獨逸國に移讓し邦ラント政府は獨逸國政府に隸屬し、獨逸國代官(Reichsstatthalter)は獨逸國內務大臣の職務上の監督に服することとなつた。(同法自第一條)獨逸國代官は普魯西を除く獨逸各邦に任命配置せらる。彼は國家の施政方針に留意するの任務を有し邦の權力中一定のものはその權能に屬する(獨逸國ト邦トノ等制)これによりて事實上各邦の獨立性は喪失せられて中央國家に權力が集中することとなつた。ハ、國家と宗教との調和 國家と宗教との軋轢もビスマルク時代の文化鬭争以來の歴史を有する。宗教に關しては國民社會主義獨逸勞動黨綱領第二十四項に、「吾人は國家の存立を害せず且ゲルマン種族の風俗・道德感情に反せざる限り國內に於ける一切の信教の自由を要求す。黨は黨自體としては積極的基督教の立場を代表す。但し信仰上特定の宗派に拘束せらるゝことなし云々」と謳つてゐる。即ちナチスは原則として宗教の自由を認めるが、それは飽く迄もゲルマン種族の風俗・道德・感情に反せざる限りである。苟くもゲルマン民族の存續發展に有害なりと認めらるゝ以上はその自由に制限の加へらるゝことは當然である。宗教も亦政治的統制に従はざるをえないのである。カトリック教が獨逸の國權を外にローマ教廳の指令に従ふが如きことは今日許されないのである。宗教は自由であり私事であるといふが、ケルロイターは「純粹に形式上のことであるが、宗教は私事

であるといふこの定義を繼承したくない。何故かといふならば、この定義は周知の如く自由主義的・マルクス主義の理念界から、従つて又無拘束な政治的理念界から由來するものであるからである。此の見解との相違は何處にあるかといふならば、民族の人格は宗教的科學的價値を自ら創り出す際に、その民族性に結ばれ國民性に結ばれ、國民性から全く離れることが出來ないといふ點である。されば政治的と宗教的とは本質的に相違するにも拘らず兩者は民族性に於て相合するのである。民族性は民族的な人格に負はれる故、言葉の・文化的・科學的價値の眞の擔當者なのである。従つて宗教生・科學上の問題をめぐる精神的苦闘は、我々の民族生活や國家生活の政治的統一を危くしえない形式をとつて演ぜられねばならぬことは勿論である。此の限りに於て政治的・民族的生活形式の形成者である國家指導は、必要な場合にはこれらの分野にも統制的な干渉を試むる權利を要求しなければならぬ<sup>10)</sup>といつてゐる。ナチスによれば宗教は人格的問題なるが、しかしかゝる人格とは民族的人格なるが故に宗教は民族と無關係たりえない。換言すれば宗教は民族的な人格を創造發展せしむるものとならぬ。ナチスの宗教統制は超民族的なカトリック教團とも若干の問題を惹起したがそれらは省略する。最後に、他民族特に猶太民族の處置問題である。ナチスの世界觀によれば各民族が各々生活の基本單位をなすものなるが故に、他民族は眞の國民たる資格を有すべきではない。かくて黨の綱領に、「獨逸國民たりうる者は獨逸民族に限らる。而して獨逸民族とはその信仰の如何をとはず獨逸人の血統を有するものに限らる。従つて猶太人は獨逸國民たりえない」(第四條)「獨逸國民たりえざるものは唯客分として獨逸國に生活しうるものであり外國人法の適用をうけねばならぬ」(第五條)となし、更に外國人の獨逸國內の來往を防がんとして「今後は一切非獨逸人の來往を禁ずる」と掲げてゐる。(第八條) ナチスの民族世界觀は民族の血の價値をかゝる土地の價値と共に最も高く評價するのである

が、血の價値の高き評價は自ら又血の純潔を要求し他民族との混血を極力防止せんとする。特に猶太人との混血は「獨逸ノ血ト獨逸ノ名譽トノ保護ノタメノ法律」(Gesetz zum Schutze des deutschen Blutes und der deutschen Ehre. 1935)によりて禁ぜられた。猶太人が社會的・經濟的・政治的地位から放逐されたる事實の報告は之を省略する。之を要するにナチスの世界觀即ち新しき建國精神は他民族わけても猶太人を獨逸民族の生活共同體から原則としてとり除かんとするの政策を樹つるに至つた。ナチスは之を以て幾百年の猶太禍をナチス政權によりて解決せんと意圖してゐるのである。

## む す び

吾人は第一國家・第二國家・中間國家の國家理念乃至構造を検討してナチス國家に及んだ。人々はこれによりて獨逸が國家形成の爲に如何に難澁の道を歩んだものか、及、過去の國家は如何に不完全なものであつたかを知りうるであらう。ナチスによりて新しく建設せられた國家は正にこれらの過去の國家の脆弱性を克服せんとするものである。果して如何なる點までそれを實際的になし遂げうるかは今日及び將來の問題であるが、ナチスの世界觀も國家理念も決して偶然に生まれたものでないことは充分に理解される所である。それにしても吾人は外國が數百年の苦惱を續けて猶解決しえざる國家問題を數千年或は數百年の昔より解決してゐる日本國家の偉大さに今更乍ら目を瞠るのである。(二八、八、二〇)